日本生活協同組合連合会 専務理事 和田 寿昭

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を 改正する省令案等」に対する意見公募についての意見書

私たちは、2014 年 9 月末から発生した一部電力会社による再生可能エネルギーの接続契約の回答保留について、再生可能エネルギーの普及を目指す上で重大な問題であると考え、その早期解消を求めてきました。新エネルギー小委員会のもとに、この問題の技術的な検討を行うワーキンググループが設置されたことについて、問題の早期解消と再生可能エネルギーの普及促進に役立つ施策が提案されるものと期待をしていました。

大変残念なことに、今回の改正案については、大きな問題があると言わざるをえません。 小委員会の目的は、「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見 直し」であったはずです。しかし今回の改正案は、原子力発電を含め、他の発電方法を東日 本大震災以前の過去 30 年間の実績を基に計算し、いわばその「あまり」の部分で再生可能 エネルギーの「接続可能量」を算定する、という手法を基にして設計されています。

このような考え方は、小委員会の本来の目的と相いれないものですし、再生可能エネルギーの普及・拡大を目指す、というエネルギー基本計画(2014年4月閣議決定)の立場とも大きく矛盾するものです。再生可能エネルギーの急速な普及・拡大を求める私たちも、当然このような前提を許容することはできません。

このような立場から、標記の意見公募に対して以下3点意見を提出します。

# 【提出意見1】(1) I-1 「太陽光発電・風力発電に係る接続ルール見直し」について(意見内容)

太陽光発電・風力発電の接続ルールの見直しの前提となっている、接続可能量の算定を見直すべきと考えます。具体的には、①現状の発電におけるエネルギー構成を前提とすべき、②電力会社間の連携線の活用を最大限に行う前提での算定とすべき、です。

## (理由)

・接続可能量の前提では、原子力発電について、まもなく運転期間が 40 年に達する原発や 建設中のものも含めてすべての原発が稼働するという前提に立ち、震災前過去 30 年間の 設備利用率平均×設備容量を置いています。しかし、この前提自体が非現実的です。実態 に即して考えるならば、現時点での発電構成を前提として試算を行うべきです。また、こ の前提は、「エネルギー基本計画」(2014 年 4 月閣議決定)で定めた「原発依存度を可能 な限り低減する」という基本方針とも矛盾するものです。

・算定にあたって、地域間の電力融通について十分な活用が想定されていません。しかし、2015年には広域的運用推進機関の設立と、それに伴う広域的運用の本格化が予定されています。再生可能エネルギーの最大限の導入のために広域での電力融通が必須であることは、欧米の事例等からも明らかであり、電力融通の広域的な運用を前提とした試算を行うことは当然です。

【提出意見2】(1) I-1 「太陽光発電・風力発電に係る接続ルール見直し」について (意見内容)

出力抑制の対象として住宅用の太陽光発電を含めていますが、対象外とすべきです。

#### (理由)

- ・住宅用太陽光発電は、個々の規模・全体における割合とも小さいものです。
- ・住宅用太陽光発電の買取は、全量買い取りではなく、余剰電力の 10 年間の買取、という、ある種の抑制条件のもとで運用されています。これに加えて出力抑制を求めるのは不当です。
- ・住宅用太陽光発電は、分散型のエネルギー源や都市部でのエネルギー源として重要性を 増していると考えます。一方で、個人の負担によって導入されるものであり、消費者の 導入意向に強く左右されます。出力抑制の対象とすることで、住宅用太陽光発電の普及 の大きな障害となります。

# 【提出意見3】(2) I - 5.「指定電気事業者制度¹」について (意見内容)

指定電気事業者制度の適用は安易に拡大すべきではありません。あわせて、指定電気事業制度の適用・運用の公開、監視・検証のしくみを整備すべきです。

## (理 由)

・指定電気事業者制度は、公平・公正な運用が不可欠ですが、現在のしくみでは、接続可能量の算定が恣意的でないか、出力抑制の実態が妥当なものか、等について検証することができません。接続可能量の算定の妥当性を第三者機関が審査すること、出力抑制の具体的な実態(日時・回数・対象発電所等)の開示の義務付け等の制度整備が必要です。

以上

<sup>1</sup> 指定電気事業者制度: 再生可能エネルギーの接続可能量超過が見込まれる電力会社について、経済産業大臣が「指定電気事業者」として指定する制度で、これに指定された電力会社は、その接続可能量を超えて接続を求める再生可能ネルギー発電事業者に対して、無制限かつ無補償の出力抑制を行うことができる、というものです。